

## 第4章 計画管理

### 4-1. 計画の推進体制

環境基本計画を実行性のあるものとし、確実に推進するために、室蘭市環境保全推進会議や室蘭市環境審議会で計画管理を行います。

#### ■室蘭市環境保全推進会議

室蘭市環境保全推進会議は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に庁内に設置しています。

推進会議は、計画の進捗状況の把握や点検・評価を行います。

#### ■室蘭市環境審議会

室蘭市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境基本条例第30条の規定に基づき設置しています。

学識経験者や各種団体、公募委員で構成され、計画の策定や見直し、進捗状況等について意見や提言を行います。

### 4-2. 計画の進行管理

本計画に基づく、施策の進捗状況や本市の環境の現状については、環境白書（年次報告書）を作成し、環境審議会に報告するとともに、一般に公表し市民や事業者の意見を求め、計画に反映させながら推進していきます。

計画の指標の達成状況等については、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

